

随意契約によることとした理由

1 業務名

夜間景観実態調査及び方針検討業務

2 業務概要

国際平和文化都市として世界に輝き、市民に愛される広島らしい魅力ある夜間景観の形成に向けて、平成 26 年策定の「広島市景観計画」への位置付けを念頭においた景観誘導の枠組みを構築するため、市内複数のモデル地区において夜間景観の実態調査を実施するとともに、その結果を踏まえた対応策等を検討し、本市の魅力ある夜間景観の形成に向けた方針を提案するものである。

3 契約の相手方

(1) 所在地

大阪府中央区釣鐘町二丁目 1 番 7 号

(2) 商号又は名称

株式会社 L E M 空間工房

4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号に該当

5 随意契約によることとした理由

本業務は定められた項目を機械的に行う実態調査だけでなく、本市の魅力ある夜間景観誘導の枠組みを構築する上で重要な基本方針を提案するものである。

こうした業務の履行には、都市における夜間照明計画に関する専門的知識や他都市等における実施経験、ノウハウが求められることから、業務の履行能力等を評価し、最も適した者を受託候補者として選定できる公募型プロポーザル方式を採用した。

同プロポーザル手続において、4 者から提案書が提出され、それらを「夜間景観実態調査及び方針検討業務プロポーザル審査委員会」において審査した結果、当該業者の提案書が最も高い得点であったことから、同者を受託候補者として特定した。